

科目別速習問題集(国内旅行業務取扱管理者試験) 2014 年度版

正誤表

問題と解説・解答の一部に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、下記正誤表のとおり訂正の上、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

(株)JTB 総合研究所
2014 年 8 月 21 日追記
2014 年 6 月 5 日追記
2014 年 4 月 23 日作成

訂正箇所	誤	正
問題のページ： P. 173－問 1 選択肢イ。 (小児) の計算式と 合計額	(小児) 往路：8,720 円÷2=4,360 円 復路：9,610 円÷2=4,805 円 →4,800 円 (4,360 円+4,800 円) × (1-0.15) =7,786 円→7,780 円×1 人=7,780 円 …② 合計 ①+② <u>163,780 円</u>	(小児) 往路： <u>8,750 円÷2=4,375 円→4,370 円</u> 復路：9,610 円÷2=4,805 円 →4,800 円 (<u>4,370 円</u> +4,800 円) × (1-0.15) = <u>7,794.5 円→7,790 円</u> ×1 人= <u>7,790 円</u> …② 合計 ①+② <u>163,790 円</u>
問題のページ： P. 183－問 3 選択肢イ. ③の計算 式と合計額	(①+②) × 0.08= <u>44,840 円</u> …③ ①+②+③+④+⑤ 合計 <u>640,340 円</u>	(①+②) × 0.08= <u>44,880 円</u> …③ ①+②+③+④+⑤ 合計 <u>640,380 円</u>
解答・解説のペー ジ：P. 61 問題 4－問 1	問 1 イ. <u>163,780 円</u>	問 1 イ. <u>163,790 円</u>
解答・解説のペー ジ：P. 62 問題 5－問 3	問 3 イ. <u>640,340 円</u>	問 3 イ. <u>640,380 円</u>

=====

※以下の 1. と 2. はお知らせ済みの内容です。【既に訂正がお済みの場合、以下の参照は不要です】

- 2014 年 6 月 5 日付：一般貸切自動車(貸切バス)運送事業の運賃・料金制度の改正
- 2014 年 4 月 23 日付：標準旅行業約款の一部改正

1. 一般貸切自動車(貸切バス)運送事業の運賃・料金制度一部改正

一般貸切自動車（貸切バス）運送事業の運賃・料金制度が改定されました。（2014 年 4 月 1 日より適用、6 月 30 日までは旧運賃から新運賃への移行期間）

これに伴い当該教材の改訂（差替）箇所を以下のとおりご案内させていただきます。下記表のとおり訂正・差し替えの上、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

2014 年 6 月 5 日作成

改訂箇所	旧	新
P. 186 資料②貸切バス	(省略)	訂正表 1 に差し替え
P. 189 問 3	(省略)	訂正表 2 に差し替え
解答・解説 P. 63 問 3	(省略)	訂正表 3 に差し替え

※新運賃・料金制度の主な概要は、弊社教材・旅行業実務シリーズ 3 『国内運賃・料金』の改訂内容（弊社ホームページに掲載）にてご覧いただけます。以下をご参照ください。

旅行業実務シリーズ【2014 年度版】

旅行業実務シリーズ『3. 国内運賃・料金』一般貸切自動車（貸切バス）運送事業の新運賃・料金制度

http://www.jtb-hrs.co.jp/book/book_errata_ryokojitsumu.htm

訂正表 1 P.186 資料②貸切バス（差替）

② 貸切バス

- 1 日目のバス営業所の出庫時刻＝12:30、JR 札幌駅までの回送距離＝10km
- 3 日間の走行距離（回送距離を含まない）＝656km
- 3 日目の JR 洞爺駅からバス営業所までの回送距離 110km
- 3 日目のバス営業所への帰庫時刻＝17:00
- キロ制運賃（大型車・1km あたり）170 円（上限）
- 時間制運賃（大型車・1 時間あたり）6,130 円（上限）
- 交替運転者配置料金 1km あたり 20 円（上限）、1 時間あたり 2,730 円（上限）

※貸切バスは大型車(標準)を利用、運転者は交替運転者を含む 2 名での運行とする。

※上記運賃・料金には消費税は含まれていない。

※計算にあたっては、上記運賃・料金を使用し、ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員の宿泊費等関連費用は考えないものとする。

訂正表 2 P.189 問 3（差替）

問 3 貸切バス（札幌駅から洞爺駅まで、2 泊 3 日）の運賃・料金（消費税を含む）の算出方法と合計金額で正しいものはどれか。

- ア. 時間制運賃 4 時間 30 分＋8 時間＋4 時間 30 分＝17 時間
6,130 円×17 時間＝104,210 円……①
- キロ制運賃 656km⇒（10km 未満 10km に切り上げ）⇒660km
170×660km＝112,200 円……②
- 時間制運賃 4 時間 30 分＋8 時間＋4 時間 30 分＝17 時間

$$6,130 \text{ 円} \times 17 \text{ 時間} = 104,210 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{交替運転者配置料金} \quad (20 \text{ 円} \times 660 \text{ km}) + (2,730 \text{ 円} \times 17 \text{ 時間}) = 59,610 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{3}$$

$$\text{以上より、} (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \times 1.08 = 298,101.6 \text{ 円} \Rightarrow (1 \text{ 円単位に四捨五入}) \Rightarrow \underline{298,102 \text{ 円}}$$

イ. 時間制運賃 $1 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} + 8 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} + 2 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} = 20 \text{ 時間 } 30 \text{ 分}$
 $\Rightarrow (30 \text{ 分以上 } 1 \text{ 時間切り上げ}) \Rightarrow 21 \text{ 時間}$

$$6,130 \text{ 円} \times 21 \text{ 時間} = 128,730 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

$$\text{キロ制運賃} \quad 10 \text{ km} + 656 \text{ km} + 110 \text{ km} = 776 \text{ km} \Rightarrow (10 \text{ km 未満 } 10 \text{ km に切り上げ}) \Rightarrow 780 \text{ km}$$

 $170 \times 780 \text{ km} = 132,600 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{2}$

$$\text{交替運転者配置料金} \quad 20 \text{ 円} \times 780 \text{ km} + 2,730 \text{ 円} \times 21 \text{ 時間} = 72,930 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{3}$$

$$\text{以上より、} (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \times 1.08 = 361,000.8 \text{ 円} \Rightarrow (1 \text{ 円単位に四捨五入}) \Rightarrow \underline{361,001 \text{ 円}}$$

ウ. 時間制運賃 $1 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} + 8 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} + 2 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} = 20 \text{ 時間 } 30 \text{ 分}$
 $\Rightarrow (30 \text{ 分以上 } 1 \text{ 時間切り上げ}) \Rightarrow 21 \text{ 時間}$

$$6,130 \text{ 円} \times \{21 \text{ 時間} + (1 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間})\} = 140,990 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

$$\text{キロ制運賃} \quad 10 \text{ km} + 656 \text{ km} + 110 \text{ km} = 776 \text{ km} \Rightarrow (10 \text{ km 未満 } 10 \text{ km に切り上げ}) \Rightarrow 780 \text{ km}$$

 $170 \times 780 \text{ km} = 132,600 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{2}$

$$\text{交替運転者配置料金} \quad 20 \text{ 円} \times 780 \text{ km} + 2,730 \text{ 円} \times \{21 \text{ 時間} + (1 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間})\}$$

 $= 78,390 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{3}$

$$\text{以上より、} (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \times 1.08 = 380,138.4 \text{ 円} \Rightarrow (1 \text{ 円単位に四捨五入}) \Rightarrow \underline{380,139 \text{ 円}}$$

エ. 時間制運賃 $1 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} + 8 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} + 2 \text{ 時間 } 30 \text{ 分} = 20 \text{ 時間 } 30 \text{ 分}$
 $\Rightarrow (30 \text{ 分以上 } 1 \text{ 時間切り上げ}) \Rightarrow 21 \text{ 時間}$

$$6,130 \text{ 円} \times \{21 \text{ 時間} + (1 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) \times 3 \text{ 日}\} = 165,510 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{1}$$

$$\text{キロ制運賃} \quad 10 \text{ km} + 656 \text{ km} + 110 \text{ km} = 776 \text{ km} \Rightarrow (10 \text{ km 未満 } 10 \text{ km に切り上げ}) \Rightarrow 780 \text{ km}$$

 $170 \times 780 \text{ km} = 132,600 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{2}$

$$\text{交替運転者配置料金} \quad 20 \text{ 円} \times 780 \text{ km} + 2,730 \text{ 円} \times \{21 \text{ 時間} + (1 \text{ 時間} + 1 \text{ 時間}) \times 3 \text{ 日}\}$$

 $= 89,310 \text{ 円} \cdots \cdots \textcircled{3}$

$$\text{以上より、} (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \times 1.08 = 418,413.6 \text{ 円} \Rightarrow (1 \text{ 円単位に四捨五入}) \Rightarrow \underline{418,414 \text{ 円}}$$

訂正表 3 解答・解説 P.63 の左 問 3 (差替)

問 3 エ. 418,414 円

貸切バスの運賃・料金は「時間・キロ併用制運賃」に改定された(2014年4月1日)。

時間制運賃・キロ制運賃ともに、実車走行距離・時間だけでなく、バス営業所出庫から帰庫までの回送に要する走行距離と時間が計算対象となる。さらに、時間制運賃には、出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として1時間ずつ計2時間が加算されるが、当設問の運送では宿泊(2泊)を伴うため、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつも点呼・点検時間として加算されることとなる(1日2時間×3日間で点呼・点検時間の合計は6時間)。

料金については、当設問で対象となるのは「交替運転者配置料金」のみで、計算方法は時間・キロ併用制運賃とまったく同様の時間・距離(キロ)となる(ただし、時間当たり、キロ当たりの運賃額は異なる)。

以上より走行距離・走行時間、点呼・点検時間のすべてを網羅した計算式エ. が正解である。

なお、料金には「交替運転者配置料金」のほか、「深夜早朝運行料金」と「特殊車両割増料金」がある。「深夜早朝運行料金」は22時以降翌朝5時までの間に走行時間(回送時間を含む)と点呼・点検時間が含まれた場合、「特殊車両割増料金」は標準装備・価格を超える特殊な車両を利用した場合に、それぞれ適用される。

2. 標準旅行業約款の一部改正についてのお知らせ

平成 26 年 4 月 21 日に「標準旅行業約款」の一部改正が公布されました。（施行月日は平成 26 年 7 月 1 日となります）改正の内容詳細については、弊社ホームページに掲載いたしましたのでご参照ください。（http://www.jtb-hrs.co.jp/book/book_errata_ryokojitsumu.htm：旅行業実務シリーズ：2014 年度版－1．旅行業法・旅行業約款）

これに伴い、本問題集については、以下のとおり一部の訂正を行っていただいた上で、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

2014 年 04 月 24 日 作成

訂正箇所	現行	訂正
114 ページ 旅行業約款、その他関連約款 特別補償 特別補償規程 問題 3－選択肢ウ．	ウ．添乗員等が・・・航空機である場合で、 <u>飛行場構内に入場してから搭乗手続きを完了するまでの間</u>	ウ．添乗員等が・・・航空機である場合で、 <u>乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等</u> を完了するまでの間

【解答・解説のページ】

訂正箇所	現行	訂正
42 ページ（左側） 旅行業約款、その他関連約款 特別補償 特別補償規程 問題 3－ウ．の解説	ウ．特補第 2 条・・・イにより、 <u>搭乗手続完了までは、企画旅行参加中にならない。</u>	ウ．特補第 2 条・・・イにより、 <u>乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等</u> の完了までは、企画旅行参加中にならない。

以上